

KNC NETWORK NEWS

2018年7月7日 発行

経営一言:「景気のいいときに、景気の悪い時のことを考えて準備しておけ」「順境において悲観し、逆境において楽観せよ」 (出光興産 創業者 出光 佐三氏)

一所长コメント:人生、「上り坂」があれば「下り坂」もある。いつも、いつまでも順風満帆にはいかないのが世の常。常に万が一のことを考えて備えておくこと。雨が降ろうが槍が降ろうがどんな状況になろうと泰然自若として先見性を持って取組むこと。今やるか10年後行動に移すか大きな差が出てくる。-



(有)北野財經システム
税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島 7-1-26
オリエンタル新大阪ビル 707号
TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851
http://kncc.co.jp

気になる記事:総務省、30年代にらみ電波戦略案

2030年代を想定した総務省の電波利用戦略案が明らかになった。超高速通信規格「5G」の次の世代にあたり、現在の携帯通信の1000倍以上の速度がある通信規格の実用化に向け、110ギガ(ギガは10億)ヘルツの周波数帯域幅を新たに確保する。全自動運転や電力の無線伝送といった新技術の開発を推進。電波関連の産業規模を40年に現在の3倍の112兆円に拡大させる。電波利用の未来図をいち早く示すことで、周波数の国際標準化などの議論を主導する狙いもある。携帯端末で20年に実用化する第5世代の通信規格「5G」は現在の携帯通信の100倍の速度があり、2時間の映画を3秒でダウンロードできるとされる。

災害への備え 《税務》

東日本大震災の発生以降、食糧やヘルメットなどを災害への備えとして設置している企業が増えています。いざという時のことを考えれば働く社員にとっても安心ですが、役員・従業員全員分となると、経費としては結構な金額になりますので、当然ながら損金計上したいところです。ただ、食料品などは10年から20年も保存できるものもあり、そうすると経費計上の時期も気になるのですが、その時期は購入時、それとも実際の使用時となるのでしょうか。国税庁が公表している「非常用食品」に関する資料によりますと、食料品は「繰り返し使用するものではなく、消耗品としての特性をもつもの」であり、さらにその効果が長期間に及ぶものであったとしても、減価償却資産や繰延資産に含まれないことから、購入時(配備時)に損金計上してよいことになっています。仮に、その食品が棚卸資産の「消耗品で貯蔵中のもの」であったとしても、災害時用の非常食の備蓄であれば認められます。

さらに、防水用のヘルメットや毛布なども同様に消耗品費として全額購入時に損金計上できます。ただし、これらは1点の単価が10万円以上のものであれば減価償却資産として資産計上しなければなりません。中小企業の「少額減価償却資産の特例」の適用が可能であれば、30万円未満(年間300万円を限度)まで損金にできるので資産計上となるケースは少数なのかもしれません。

キャッシュレス決済 《税務》

中国へ観光旅行に行った知人が、「外国通貨を準備して行ったけれど、ほとんど使う機会が無かった。例えば、タクシーに乗ったら、お釣りが無いので現金は困ると言われた」といいます。

今や、日本でもクレジットカードや電子マネー等で現金を使わないキャッシュレス決済の比率が2割程度です。韓国は9割超、欧米は平均4~5割と聞きます。従って、来日する外国人旅行者が、キャッシュレス決済が出来ない店舗に不満を持つそうです。日本でもキャッシュレス決済を4割程度にする事が、政府の方針として報道されています。さて、外国人旅行者の利便性を除いて、日本をキャッシュレス社会にする緊急性があるのでしょうか。もちろん、交通機関料金やネット通販の決済等における利便性は否定しません。しかし、商店街で野菜・魚・惣菜等を買ったり、食堂を利用したりするような場合にもキャッシュレスを強制する必要があるのか、近い将来、商店へ行って、現金を差し出す事が恥かしくなるような社会になるかもしれません。寺社の賽銭、街角の募金、お年玉、冠婚葬祭等もキャッシュレスになるかもしれません。

昔から紙幣や硬貨の材質・デザインに拘る日本人のキャッシュレス化の進展は外国に比べて遅れています。

立退料、不動産所得の全額損金可 《税務》

賃貸不動産を扱っていれば、老朽化による修繕や不動産の売却などで賃借人に退去してもらわなければならないことがあります。江戸時代のように、持つものの力が圧倒的に強かった昔とは異なり、現在は住み手の居住権は憲法25条に保証された生存権の一部として認められています。そのため、出ていってもらうにも、それなりの対処が必要になります。そのひとつが立退料の支払いです。

賃貸している建物やその敷地を手放すにあたって支払う立退料は「譲渡に要した費用」として譲渡所得の金額を計算する際に全額控除されます。また、手放すわけではなく、不動産所得のベースとなっている建物を改修するために支払った立退料は、不動産所得の金額の計算上で必要経費として認められています。

なお、土地や建物の取得にあたって、そこに住んでいる人に出ていってもらうために支払った立退料は、建物等の取得(もしくは取得価額)になります。

逆に、事務所や住居を借りている人が、その場を明け渡すにあたって立退料を受け取れば、所得税法上の収入金額に該当します。なお、所得の種類は、「資産の消滅の対価補償」とされれば譲渡所得、「収入や経費の補填」であれば事業所得、それ以外であれば一時所得となり、それぞれ税額が異なります。

リズムに乗る重要性 《経営》

季節・天気・景気・体調等は一定の規則・リズムで変動しますが、事業にも多くのリズムが観察出来ます。例えば、順調なスーパーであれば、日々来店されるお客の顔触れは変わりつつも、年間では一定の売上を挙げています。平凡な現象のようで、実は不思議なリズムです。経営者や従業員の意識の有無は兎も角、事業経営は良いリズムを作る努力によって成り立っています。スーパーであれば、毎朝新鮮な野菜・果物・魚肉等を用意したり、一定時間までに惣菜や弁当を作ったり、商品を仕入れて陳列したりします。その他、心地よいBGMを流し、快適な言葉遣いや笑顔で挨拶をしたり、慣れた動作で行動したりしています。繁盛している店舗の商品陳列は整然(リズム感がある)とし、店員の姿勢と動作が美しく機敏で、仕事が楽しそうです。このような店舗空間では、お客も居心地の良い雰囲気を感じるでしょう。

仕事にリズムが出る根源は、日々のやるべき事柄を継続して果たし、行進曲に乗って歩く時のように手を振り、気を引き立てて振る舞うことによって生まれます。全ての仕事は、リズムに乗る事が重要だと思われれます。